

平成28年度第3回宝塚市環境審議会議事録

日時：平成29年3月3日（金）10時～11時30分

場所：市役所3階 特別会議室

審議委員

出席13名 澤木委員、足立委員、矢野委員、藤井委員、久保田委員、
浅見委員、島田委員、梅宮委員、遠藤委員、波田委員、
吉名委員、辰巳委員、富士山委員

欠席3名 島委員、古川委員

次第

1 開会あいさつ （略）

2 会長あいさつ

会長： 議事に入る前に議事録署名人を決めたい。出席委員の中から五十音順で選任しており、今回は吉名委員と足立委員で議事録署名人をお願いする。本日の審議会の傍聴申込は。

事務局： 申込はない。

3 議事

会長： では、議事を進める。本日は議題として、大きく2つある。1つが生物多様性たからづか戦略の見直し。これまでずっとこの審議会で検討してきたものの案につき、パブリック・コメントを実施し、その結果を踏まえ、事務局が取りまとめたものを答申案とすることについて審議いただく。

もう1つが宝塚の環境について、例年のものとして宝塚の環境についての報告をいただくことになっている。

議題第1号、生物多様性たからづか戦略の見直しについてから審議を開始する。

1月から2月にかけて行われました、パブリック・コメントの結果並びに答申案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： まず、生物多様性たからづか戦略行動計画見直し（案）についての意見と市の考え方の公表について、資料1に基づき説明する。

本案件のパブリック・コメントは、本年1月4日から2月3日の期間に実施し、意見提出者の数が5名、ファクシミリが2名、電子メールが3名という内訳で、提出の意件数は16件、見直しに反映した意見は5件、見直しに反映しなかった意見は8件、その他が3件となっている。

意見に対する市の考え方の公表は、3月29日から4月30日まで公表する予定。

意見に対する市の考え方について、資料3の1の表に沿って順次説明する。表については、該当のページ数、それから該当箇所、意見の概要、それから意見に対する考え方という順番で掲載している。意見は一部内容を要約しているものや類似の意見を集約してまとめたものがある。

意見に対する考え方の欄中に「計画に反映します」と記載した部分は、

原案を修正したもの、「原案のとおりとします」としたものは、修正を加えない、「計画に一部反映します」としたものは、意見の中の一部だけ修正を加えているという意味である。

1 番目の意見、本編 76 ページの 1 行目、基本施策の方向性の図表の中に記載されている文言のうち、基本政策の 1 の (5)、公共事業における「自然環境保全」というところを「自然環境の保全」に修正するべきではないか、また、主な対象地域として、もとの案は北部と山麓地域を 2 つ並べた表現だが、これを南部地域も追加したらどうか、という意見について、その意見を反映し、意見の前半は「自然環境の保全」に、意見の後半は南部地域の追加することとし、結果として対象地域は市域全域になることから、表記を「市内全域」に改めた。

2 番目の意見、79 ページの 18 行目について、「学校、公園等の公有用地の緑化、ビオトープの整備、在来種による植栽を進めます。」という文言について、そこに「特に地域性植物」という文言を加えたらどうか、という意見について、在来種のうち、地域性植物まで特定することは現状としてはハードルが高いと考えているため、修正を加えないとした。

ただし、この意見で述べられた留意点については、別途ガイドブック等で示していこうと考えている。

3 番目の意見、82 ページの 4 行目の文言について、「市民参加型の自然環境調査等により情報集積を行い、市内に生育・生息する野生生物のリスト及び宝塚市動植物レッドリスト・ブラックリストを作成します」という文言にしてはどうか、という意見については、計画に一部反映することとし、「レッドリスト」、「ブラックリスト」の名称について、それぞれ「宝塚市動植物レッドリスト」、「宝塚市動植物ブラックリスト」に統一することとし、その他のページの記載についてもすべて表現を統一する。ただし、意見のうち市内に生息する野生生物のリストの作成については、市の具体的な取組として市のデータベースを作成する旨を掲げていることから、修正を加えないこととした。

4 番目の意見、82 ページの 17 行目について、「外来種・在来種に関わらず、遠隔地（その生物が自然の状態では移動してこないほど離れた場所）から持ち込まれた生物が野生化しないようにします。」という文言を追加してはどうか、という意見については、地域外の在来種の移入の問題については、本戦略の中で別に触れており、その中で遠隔地から持ち込まないことも含めて、ということで特に外来生物としているため、修正はせず原案のとおりとする。

5 番目の意見、82 ページの 21 行目、野生生物の保護管理について、市、事業者、市民には生物の生涯記録管理を義務化し、違反者には罰則等による罰金を科するという文言をつけてはどうか、ということについて、本戦略は法律や条例ではなく、罰則等による規制、強制はできないため、原案のとおりとすることとした。

6 番目の意見、83 ページの 13 行目、「家庭園芸などの場面では」という文言のうち、「の場面」を削除し、「家庭園芸などでは」に変更してはどうかという意見については、そのように修正することとした。

7 番目の意見、83 ページの 15 行目、ペットの適切な飼育方法について「最後まで飼い、放棄しません」という文言を、「途中で飼育を放棄し

ません」に変更するべきだ、という意見について、原案に記載の内容で意味がわかるということで、原案の通りとすることとした。

8番目の意見、84ページの10行目、生物多様性恩恵利用の取組項目の市の取り組みの文言のうち、「市民水田」を「市民向け水田」に、「活用すること」を「活用するように」に、市民の取り組みの文言中「農産物」を「農産物、植木など」に修正してはどうかという意見について、「市民水田」については市民農園の水田版であり、一般的に使われつつある言葉であることから原案のとおりとし、「活用すること」についてはいただいた意見のほうがより適切であるということで「活用するように」に変更し、「農産物、植木など」については、植木も農産物に含まれるということで、原案のとおりとする。

9番目の意見、85ページの11行目、生物多様性の普及取組項目の市の取り組みの文言のうち、「活動団体や地域コミュニティと」を「活動団体、地域コミュニティや事業者と」に、「緑などを」を「緑空間などを」に、「の生物多様性」は「が生物多様性」に変更してはどうかという意見について、このとおり変更するほうがふさわしいということで、そのとおり変更する。

10番目の意見、87ページの33行目、生物多様性を育む体制づくりの市の取組の文言のうち、「支援します」は「活動を支援します」に変更してはどうかという意見について、前段に環境保全活動をと書かれておまして、表現が重なりますので、原案のとおりとする。

11番目の意見、本文の88ページの5行目、「【市民は】」は「【活動団体など】」に、「たからづか環境マイスターとして」は「たからづか環境マイスターを目標として」に変更してはどうか、という意見について、「活動団体」は、本計画における「市民」の中に含めて定義していることから原案の通りとし、「環境マイスター」については、環境マイスターを目標として子供たちの学習に協力するものではないことから、原案のとおりとする。

12番目の意見、94ページの8行目、行動計画の見直しの年数について、「5年から」を削除してはどうかという意見について、生物多様性たからづか戦略の策定当初は、策定から5年をめぐりに行動計画を見直すこととされていたことを引き継ぎ、今後の見直しについても「5年から10年」の期間中に実施することが妥当と考え、原案の通りとする。

最後に13番目の意見、全体的なものとして、大きなキャパを持つ学校園や、企業などが特化して定められてないという意見について、企業は事業者、学校園は市や事業者、子供は市民に該当して、それぞれの取り組みを記載していくというところで整理しているため、原案の通りとする。

また、その他の意見として、3点提出されている。

1点目は、全体によく考えられて見直し賛同いたしますという意見について、市の考え方として今後とも計画の推進に努めてまいります、とコメント記載した。

2点目は、今般の見直しで、生物多様性に配慮した公共工事施工の項目を新たに挿入されたことは、市がこの戦略を自ら積極的に推進しようとする姿勢の表れで、心強く思うという意見について、生物多様性に配慮した公共工事施工に努めてまいります、とコメント記載した。

3点目は植物はよく調べられていますが生体生物関係が弱いと感じました。水生生物（魚介類、両生類、爬虫類）が特に弱いと感じました。昆虫類も同様かと思うという意見について、今後、市内の生物調査を行う際にご意見を参考に実施に努めてまいりますというコメントを記載した。

パブリック・コメント以外での修正について、82ページの26行目、市は、の4番目の項目に、「イノシシ保護管理計画」と記載していたものについて、平成27年に県の計画の名称が変更になったことに合わせて「イノシシ管理計画」に変更した。

次に、本編について部分的に修正を加えているところを紹介する。6ページの表中、国内外の動きについて、2012年以降の取り組みを追加で掲載した。

あと、20ページ、23ページ、24ページ、25ページの統計の数値についても、最新のデータに改めた。

43ページには、後ほど改めて説明するが、今回のパブリック・コメント募集と同時に本市の生物多様性シンボルキャラクターの愛称募集を実施し、その名称が「ツメレットちゃん」に決まったことから、その旨記載をしている。

78ページの事業者の取り組みにある「CSR」について、脚注を追加した。

あと、94ページ、6の2の3の「進捗」から「進行管理」という名称にするなど、審議会、小委員会における各委員からの意見を受け、文言や表現の整理を全体的に行った。

続いて、資料3の2の概要版は、生物多様性戦略の本編の要約版として作成されたものである。

生物多様性配慮ガイドブックについても本編にあわせて文言等必要な修正を施した。また、掲載している写真の大きさの調整や補足説明等も行った。

以上でパブリック・コメントに関する一連の説明を終える。

○会長： 事務局からパブリック・コメントの結果、並びにそれを受けての対応、対応を反映した答申案、それからその答申案の概要版とガイドブックの修正について説明をいただいた。これらに関して、質問や意見があればお願いしたい。

○委員： 説明のあった意見に対する考え方は、既に公表しているのか。

○事務局： まだ公表していない。

○委員： ちょっと何か、食い違っていると思ったところがある。5番目の意見について、市の考え方として原案のとおりとしますとなっているが、この理由について、ちょっとポイントが外れているのではないかと思う。

本戦略は法律や条例ではないので、罰則等による規制、強制できるものではないためと、原案のとおりとしますとしているが、恐らくこの意見を述べたい人はこういう具体的な義務、それから罰則規定を設けるべきだという提案をしているのに対して、これは本戦略は法律や条例ではない、これは当たり前のことであって、それで、拒否しているのはポイントが外れてるのではないかなと思う。

例えば、その罰則等による規制、強制を含むような制度の創設については、国の法律との関係と、別途検討しなければならない問題点があるので、

野生生物の保護管理についての基本戦略を述べるここでは触れず、原案のとおりにしますというようなほうがいいのではないか。文言については事務局で検討してもらえばよい。

- 会長： 市の考え方の公表は3月29日からでよいか。
- 事務局： はい。
- 会長： 今の委員の意見について、その方向で修正をされるということでしょうか。
- 事務局： はい。
- 会長： ほかに意見等ないか。
- 委員： 質問だが、資料3の3の8ページ、一番下の四角の右側の写真は何の場面の写真なのか。
- 事務局： おそらく清掃活動をしたときの集合写真と思われる。掃除して、オオキンケイギクの除去などをした際に撮影したもの。
- 委員： そういった作業に中学生が参加したことがあるのか。
- 事務局： 近年は西宮や宝塚の中学生が常連で参加されている。清掃活動をした後に、オオキンケイギクの除去も行っている。
- 委員： 質問だが、その他の意見の中で、生物種について、植物はよく調べられています水生物関係が弱いと感じました。特にですね、水生物の中でも魚ですとか、両生類、は虫類が特に弱いと感じましたという意見があるが、この意見は何を根拠に意見を出されているのか、特に指摘はなかったか。

というのは、本編の35ページを見て意見を出されているのだと思うのだが、種の多様性のところに、現状の宝塚市における生物種の種数が出てくるが、この表を見ただけで意見を出されているのか、もっとほかの文献を基に出されているのか、そこがちょっとよくわからない。
- 事務局： この意見については、掲載にあたり一部省略をしているが、提出者からの意見原文中の記載には、以前に川の清掃のときに水を抜いたときに、貴重な種がそのまま打ち捨てられていたというのを何回か見たので、その辺はちゃんとしているのかところから、きちっと把握できていないのではないかと、という文言があった。また、実体験でこういう珍しいのがあるのにもかかわらず、皆さん知らないのではないかとというような文言もある。
- 委員： この方のおっしゃっていることは今後の課題として重要なことである。本編35ページに掲載されている一覧表は、大方、二十数年前のデータであり、一番新しいのでも、平成6年だったと記憶している。

昆虫のアブや直翅目ぐらいが一番最後になっていたと思うが、それ以降の調査、データがなく、この数字がずっと生きている。現実にはもうかなり種数もふえているし、種の多様性も明らかになりつつあると思う。

だから今後の課題として、新しい情報を収集し、整理して、発信していくという大きな仕事が、この後、あるのではないかとと思うので、よろしくお願ひしたい。
- 会長： 貴重なご意見、ありがとうございます。
- 委員： 4番目の意見及び関連して5番目の意見について、事前に事務局から資料を送られてきた際に、かなりの的確に、わかりやすい修正を提案されているので、提出された意見を採用されてはどうかと伝えたが、そのまま原案のままでいくことになっている。

また、2番目の意見について、ちょっと気になったのだが、より詳細の

取り決めの留意点については、ガイドブックなどで示していくこととすると書いてあるが、今確認すると、少なくとも現状のガイドブックでは、遺伝子の、在来種であっても問題ですよということについては、余り詳しく書いていない。そこで戦略本編を確認すると、39ページに、結構詳しく解説されているので、可能であれば、ガイドブックで示していくというよりも、本戦略で示してますという形で、4番目の意見に対する考え方についてそろえられたほうが、わかりやすい説明になるのではないかなという気がした。

- 会長： 委員からの意見について、事務局、いかがか。
- 事務局： 今指摘いただいたように、本編で明確に書いているというほうが、説得力があると思うので、記載内容を検討する。
- 会長： そのように書いていただくことでよいか。この留意点については、ガイドブック等に示していくこととしますというのは、この案ではまだ入っておらず、今後、これに盛り込んでいくということ。
- 事務局： 地域性種、地域性の苗木については、ガイドブックの中に一応記載している。
- 会長： どの辺に書いてあるのか。
- 事務局： 15ページ。そこの地域性苗木を植えていきますというようなことが書かれてある。また、地域性というのは何かということについても併せて書かれてある。
これは植物だけのため、これを膨らませるのかどうかという話だが、本編では書いているので、そのような文言のほうがよいかと思う。
- 会長： 少し書いていただくことでよいか。
- 事務局： はい。
- 会長： ガイドブックに書いてないというわけではないが、本編のほうでも書いてるということについて、意見に対する考え方の文章を少し補足修正することで、作業をお願いします。
- 委員： 宝塚市生物多様性配慮ガイドブックの4ページ、対象とする管理対象生物の中で、希少生物はわかるが、この管理対象生物というのは、どちらとえばある程度、人間に危険を与えるというものだが、例えば、子どもがセアカゴケグモとか触れば危ないとか、そういうような点が全然、何も示されていない。こういうのを見つけたら連絡がほしいとか、触ってはいけないという、特に危険なものに関しては、注意が必要ぐらい入れればよいのではないか。
- 会長： 事務局、いかがでしょうか。
- 事務局： このガイドブックの紙面の都合もあり、どこまで詳細に載せていくかということが1つ、課題になると思う。
今回、その中でとにかくどういうものがあるのか、というのを見やすくするということで、この写真も広げている。その部分で詳細を掲載することになると、どこに載せたらいいかというところになるということで、各ホームページ等を活用する等、市で啓発するときに、そのところを使っていきたいなというふうに思っている。
また、宝塚の外来生物という別の冊子、パンフレットがあるので、そちらのほうでも掲載している。
- 委員： 特に近年、マダニの害も報告されている。マダニなども取り上げていた

できればありがたい。

○事務局： このガイドブックの一番後ろに、シカなどの管理対象生物を見つけたらということ、環境政策課、もしくは兵庫県人と自然の博物館に連絡、通報してくださいということは記載している。

○会長： ちょっと直接的ではなくて、わかりにくいかもしれないが、ガイドブックの4ページ、5ページの生物を見つけたら市役所か博物館などに電話してください、またはメールしてくださいという記述があるんで、マダニとか、人に害を与えるものに対する啓発は、また別の媒体でされるということか。このガイドブックは生物多様性に対する配慮を促す冊子なので。

○事務局： 別の冊子で啓発しております。

○会長： そのほか、パブコメの関連じゃなくても、答申案の中で引き続き皆さんで何か意見や気づいた点があれば、出していただき、それらを含めて、答申案という形でまとめていきたい。

意見等なければ、本議案について、小委員会でいろいろ検討いただいて、この審議会でもご意見いただいた後、その案をパブリック・コメントを実施して、16件の意見をいただいた結果を含めて、資料3の1のような形の答申案というふうにしたいと思うがよろしいか。

ご承認いただいたということで、第1号議案を終了して、次に第2号に入る。

議題第2号は宝塚の環境についてを事務局よりの報告です。よろしくをお願いします。

○事務局： それでは、資料4、宝塚の環境の28年度版、2016年度版について説明する。なお、記載の内容は27年度のデータを取りまとめたものということで見ていただきたい。

まず、この宝塚の環境の目次をごらんいただきながら、昨年作成したものとの違いも含めて説明する。1番目の総説のところは変更はなく、第2というところで、環境基本計画の項目を新たに立てている。昨年度までは、行政の取り組みということで、この本編第5の環境行政、環境審議会というところ、101ページから105ページの部分をまとめて総説の次に記述していたものを、今回は27年度中にこの宝塚環境審議会で議論いただいた中で、第3次環境基本計画が28年度から実施されているということで、取り組みを進めており、その基本計画の進捗状況を総説の次に新たに記述している。

第3について、主な取り組みということでこれまではまとめていたが、これも第3次環境基本計画に沿って、タイトルを持続可能な発展と生物多様性の保全ということで、地球温暖化、それから、生物多様性の取り組みをこの章で取りまとめをさせていただいております。

第4については、環境保全という取り組みでこれまで掲載していたが、これも今回の基本計画に沿うような形で、健康に暮らせるための環境保全の現状及び対策という文言に改めている。統計の内容につきましては、前回と整合がとれるような形で掲載している。

資料として、先に述べた通り、101ページ以下、宝塚の行政の組織であるとか、環境に関する苦情の状況、審議会の内容、環境に関する用語解説を掲載している。

時間の都合もあるので、要点のみ説明する。5ページ以下にこの宝塚市環境基本計画について概要を説明し、計画推進にあたり指標を設けて取り組むということで、設定した各指標の状況について、平成27年度の実績値を7ページから10ページまでの一覧表にまとめている。

計画自体が28年度を初年度としているため、全体としては、まだ未実施の取組も当然ある。評価の欄について、二重丸は目標を達成したもの、丸は目標を達成していないものの、現状値より好転または維持しているものも含めた表現としている。それから、バツは現状値より悪化したものということで、27年度の数値を載せている。

ちなみに、全指標数は41項目あり、うち二重丸は全体の5パーセントの2項目。24の項目が丸ということで、これが59パーセント。バツが30パーセント、12項目ということで、その他、6パーセントであった。

11ページ以下、持続可能な発展と生物多様性の保全ということで、従前に記載されているものと同じで、数値を年度更新している。

それぞれ概略を説明する。地球温暖化対策実行計画について、11ページ(2)に記載のとおり、市民、事業者、市の各主体が一体となり、市域における地域特性に応じた対策に取り組んで、市域から排出される排出ガスを削減するための計画に基づき、温室効果ガスの排出量の削減目標を1990年度比で目標年次2020年のレベルで、22パーセント、2050年で50パーセント削減という目標に対しまして、実績として1990年比で現在、11.3パーセントという結果である。

16ページに平成25年から実施している再生可能エネルギー推進審議会について記載している。再生可能エネルギーの導入を進めていくための仕組みとして、条例制定、ビジョンの策定に合わせて審議会を設置しており、有識者や公募委員など、市の地理的条件にあった再生可能エネルギー導入推進を審議している。

18ページ、生物多様性の項目について、(1)現状のところの下から5行目に記載しているが、平成27年1月の特定外来生物による生態系による被害防止に関する法律の規制に係る運用、この環境省の運用が制限緩和されたことに伴い、平成27年度からオオキンケイギクなどの特定外来生物の駆除の取り組みが市と環境保全団体等と一緒に取り組みをしている所であり、特にオオキンケイギクの除去の推進ができるようになってきた。

近年、本市の北部において、ニホンジカが目撃されるようになり、侵入されると下層植生を徹底的に食べつくすために、森林の再生が極めて困難になるという記述を新たに記載している。

20ページ。里山に関する記述について、今回、平成27年12月に環境省が指定する生物多様性保全上、重要な里地、里山500カ所に西谷地区と中山台のまち山が選定されたことを新たに記載した。

西谷地区は、絶滅危惧種を含む貴重な生物種が生息しているということ、中山台のまち山については、20年以上にわたって、ヤシャブシの伐採などについて、市民との協働で行われているということが特色になっている。

26 ページ以降、従来から記載しているが公害に関する情報を掲載している。

29 ページから 36 ページの間に大気についての記述をしている。環境基準について達成していない項目として、31 ページに記載しているが光化学オキシダントがある。オキシダントについては、全国でも 9 割以上が達成していない状況であり、本市に限ったものではない。

その他の項目は基準を達成しているという現状である。

平成 27 年度の新しいトピックスとして、37 ページ(5)の(エ)に記載しているが、本市としては久しぶりに光化学スモッグの予報及び注意報が 8 月 1 日に発令されたが、関連した被害は報告されなかった。

50 ページからは水質に関する記述をしている。表現自体は従前と変更はない。水質の環境基準のうち健康項目に記載のある砒素が最明寺川で環境基準を超過しているが、自然由来によるものとして考えている。フッ素についても、同じく自然由来によるものだが、逆瀬川、支多々川、塩谷川、観音谷川、一後川の 5 河川で環境基準を超過しているが、いずれも利水状況から見て、健康被害が生じる恐れはない。

51 ページ、武庫川の水質について、百間樋を観測地点としているが、水質の状況については毎年横ばいということで、特に変化はない。

52 ページ、53 ページは武庫川に注ぎ込む補助河川、支流について記述しているが、もいずれも良好な水質を保っているという結果である。

地下水の水質について、観測した 9 地点のうち 3 地点でフッ素の基準が上回っており、このうち 1 地点でフッ素のほかに、ホウ素、砒素が基準を上回っていた。

ゴルフ場についても市内 10 カ所を対象に農薬の水質調査を実施しており、57 ページに記載の通り全て基準値を下回っているという結果であった。

工場等の立入りについても 57 ページに記載しているが、特例市として県から権限移譲された立入検査について、平成 27 年度は 9 事業所実施したが、問題のある工場はなかった。

105 ページ、公害の苦情に関する状況を記載しているが、苦情案件のうち一番多かったのは騒音で 44 件となっており、その多くは解体工事等の騒音である。

97 ページ、航空機騒音に関する状況を記載しているが、本市では山本野里地区と安倉地区の 2 箇所測定しているが、それぞれ環境基準値 57 デシベル以下に対して、測定結果値が 56 デシベルであり、基準以下であった。

85 ページ、86 ページ、自動車騒音について、平成 27 年度は市内 8 路線を計測した結果、全ての地点で環境基準を満たしていた。

面的評価については、16 地点で評価区間を設定し測定した結果、昼、夜ともに環境基準を達成しているというのが約 9 割となった。6 地点については、100 パーセント基準を満たしていた。

宝塚の環境についての報告は以上です。

○会長： 事務局からの説明について、質問、意見はあるか。

- 委員： 大気汚染の関係で、市外から来る運送業者等の自動車の排気ガス対策があまりなされていないのではないかと懸念している。市として何かできないか。
- 車検のときなどに、排気ガスをクリーンにする装置をつけるなどの対策をしていないのではないかと。これは自動車屋さんで聞いてもらえばよくわかると思うが、私自身は専門家ではないのでどうすればよいのかははっきりわからない。
- 事務局： 法的な規制ということになると、対象外になるため、市から直接的に対応するのはなかなか難しいところがある。
- 今いただいた意見はディーゼル車を想定したお話だと思われるが、その点については、ディーゼル車に関する国の基準も徐々にレベルアップしており、フィルター等の装置がずいぶんよくなってきている。
- 業者等に対して、そのような装置を導入していただくような形の啓発等は頑張っていこうと思っている。
- 一時、天然ガス車の導入という話もあり、それも少しずつ増えてきているところもあるが、やはりパワーの問題などでディーゼル車を選ばれるという部分があると思うので、その辺については我々も注視しながら、進めていきたい。
- 委員： 一時、昭和30年頃、ガソリン車の鉛が、これはもう体に悪いということで、かなりオクタン価をかけてやっていった事情がある。特にガソリンの場合、ハイオクとレギュラーガソリン、ハイオクの場合は力がだんだんだんだん出さないかんということで、ジェット機の燃料の機材を用いて、オクタン価上げてきた。
- そのようなこともあり、軽油についても宝塚の市民の健康のために、取り組みを進めてもらいたい。
- 会長： ありがとうございます。この宝塚の環境の資料についてはどのような形で公表するのか。
- 事務局： 市のホームページに掲載する。
- 会長： ウェブのみで冊子では出ないってということか。
- 事務局： 冊子では配布しない。
- 会長： では、議題第2号については以上で終了する。
- あと、その他になるが、その他について、事務局から何かあれば。
- 事務局： 今後の予定として、答申については、3月15日に澤木会長から市長への答申を行っていただく予定で調整をしている。
- あと、生物多様性マスコットキャラクターの名前、先ほど、冊子の中でお示したところだが、その名称を募集し、今年の1月3日から1月20日の間で募集をして、この応募総数が247件、応募人数100人であった。名前の総数があつたのが重複等を含めて230件であった。
- 応募いただいた名前について、2月2日に選考委員7名で選考を実施した。選考委員として女性5名に入ってもらい、女性の視点を中心に選考いただいた。
- 今回ツメレンゲのツメレンとキューピットのトですね、キューピットのトを組み合わせ、命がつながる生物多様性の大切さを伝え、幸せな未来をつくるキャラクターになるようにという応募者の命名理由が、この趣旨に添ったものであるということ、また、口にしやすい、親しみ

やすい名前であるという選考理由で、相模原市の56歳の方の「ツメレット」を採用することとした。

今後、愛称で「ツメレットちゃん」といったような形で、生物多様性保全の啓発等に活用していきたいというふうに考えている。

事務局からは以上の通り。

○会長： これをもって、平成28年度第3回宝塚市環境審議会を終了する。

4 閉会

以上